

2018年大分市議会第1回定例会・反対討論(案)

2018年3月23日現在(金)

日本共産党の福間健治です。日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論を行います。

●まず、議第1号・平成30年度大分市一般会計当初予算についてです。

総額は、1,807億3,700万円で、対前年比1.2%増の過去最大となっています。

わが党がこの間要求してきた、贈与型奨学金の倍増、避難所の環境整備の拡充、農林漁業への担い手確保・育成、教員の多忙化解消に向けた新規の施策展開、障がい児通所支援費の拡充、鉄道駅のバリアフリー化など、一定評価できるものもあります。しかし、市民への新たな負担増、大企業優遇、市民の納得と合意が不十分な不要不急の事業、平和・民主主義を守る願いに反する予算などの執行には同意できません。

まず歳入についてです。

●自主財源は、歳入構成比率51.9%と、対前年比4億2,879万6千円(0.5%)の減となっています。

●市税は、対前年比8億6,276万2千円で(1.1%)の増、●市民税は対前年比12億0,292万7千円で(3.9%)の増と伸びていますが、税制改正による上限設定の引き下げにより増税となる市民もいます。離職しても前年度所得で課税されるため重い負担となり、滞納処分・差し押さえなどの切実な相談も多く寄せられています。

●固定資産税は、対前年比1億9,235万8千円の(0.5%)の減で、地価下落や評価替えの影響としていますが、物価上昇、年金削減など、高齢者世帯などには重い負担となっています。市民税の低所得者への軽減措置の拡充を強く求めます。

また税金の二重取りとなる都市計画税は認められません。さらに庶民の足である軽自動車税の増税継続にも反対します。増税前の水準に戻すよう要求しておきます。

●依存財源の歳入構成比率は、前年度の47.1%から48.1%と上昇し、地方交付税は対前年比8億9,300万円で(9.2%)の減、一方、地方消費税交付金は、対前年比7億5,500万円で(8.9%)の増となっています。依存財源を、最悪の不公平税制である消費税に頼ることは賛同できません。また、地方交付税の削減も認められません。

次に歳出です。

第1に、大型事業推進、大企業優遇の事業についてです。

●第2款・総務費4目企画費に、機運の醸成として豊予海峡ルート推進事業費の調査事業費1,045万円が計上されています。国の調査事業からの撤退やJR四国の輸送量をみても非現実的な事業であり、今後の展望はありません。夢にとどめておくべきです。

●第7款商工費・商工業振興費の企業立地推進事業費3億8,432万8千円の内、内部留保金もあり体力のあるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)など3社に助成する、大企業優遇の助成金が含まれています。また、東京・大阪などから本社機能の一部移転を呼び込む企業への助成金などが含まれています。こうした予算は、地元経済を根底から支えている地元中小企業の振興にこそ振り向けるべきです。

●第8款・土木費、6目横尾土地区画整理事業費は、3億7,897万円の計上ですが、莫大な費用を投じても幹線道路にアクセスせず、メリットの少ない事業が聖域となっており認められません。

第2に、市民から批判の強い予算措置についてです。

●第8款土木費4項1目には、大分市中心市街地祝祭広場整備事業費として、4億1,386万2千円計上されていますが、前例のない入札参加、購入価格の内容が不明確など、土地取得価格への疑問、財政調整基金取り壊しの市財政への影響懸念、また、回遊性・滞留性向上についてはパルコ跡地の活用だけに特化したものではありません。イベント開催の来街者のおもてなしも、新しく生まれ変わった大分駅南口や北口の広場を最大限に活用すれば、大分の玄関口での演出は十分可能です。市民・関係者の合意形成が不十分であり、賛成できません。

●同じく、4項8目公園管理費には、大分市城址公園整備・活用事業として、仮想天守イルミネーション事業の関連予算3,350万円が計上されていますが、費用対効果や偏ったアンケートの実施などへの疑念や批判の声があります。また「城址公園での既存の催しや市民の駐車場としての活用に支障が生じる」「昼間の鉄骨の仮想天守には違和感を覚える」「台風・地震などで倒壊するのではないかと心配」などの声も寄せられています。関連事業などにより職員の労働強化にもつながりかねません。城址公園整備・活用事業は、歴史的文化財としての活用を基本にすすめるべきです。この立場から反対します。

以上の理由から、●平成30年・陳情第1号 府内城仮想天守イルミネーション展示期間延長についての陳情●平成30年・陳情第2号 府内城仮想天守イルミネーションの継

続を求める陳情の不採択に賛同します。

●第1款・議会費 旅費には、市民から議員特権と批判が強い費用弁償904万8千円、議員の海外視察費320万円が措置されており、認められません。

第3に、市民の生存権保障切り下げをすすめる予算についてです。

●第3款・民生費、5項生活保護費・扶助費についてです。とりわけ、2013年度から3年連続で最高10%（平均6.5%）に切り下げられた生活扶助費の削減につづき、最大5%となる生活扶助費の引き下げは、単身世帯や子育て世帯など多くの生活保護利用者の生活を直撃します。「削減先にありき」の基準引き下げは断じて容認できません。これ以上削減されれば、「最低限度の生活」も送れなくなると、利用者から悲痛の声が上がっています。憲法25条の理念や生活保護法の目的からしても賛成できません。生活扶助削減の方針を撤回し、2013年の削減前の水準に戻すことを強く要求しておきます。

第4に、行政改革の名による予算措置についてです。

●第4款・衛生費、6目ごみ減量・リサイクル推進事業費に、有料ごみ袋事業費3億4,326万1千円が措置されています。家庭ごみの有料化は消費税と同じく、所得の低い世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い制度です。そもそも家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進すべき自治体固有の業務です。ごみ収集有料化は行うべきではありません。また、収益の2分1を目的外の施設整備基金として積み立てることは認められません。100歩譲っても、ごみ減量・リサイクル推進のために充当すべきです。

また業務執行方式の見直しとして、小学校学校給食調理業務の民間委託を、3校から新たに8校に拡大するとしています。行革効果額は約1億5千万と報告されていますが、自治体の本来の役割を後退させるものです。保護者からの不安・懸念の声を真摯に受け止めるべきです。

第5に、マイナンバー関連予算についてです。

●第2款総務費・電子計算費の システム改修費や証明書コンビニ交付導入経費など、1億4,064万7千円の予算計上に反対します。

いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締め付けと、税や保険料の徴収強化につながるものです。国民にさしたるメリットもなく、個人情報やプライバシーの保護について、実効性ある対策が何もない欠陥法といえます。情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危

陰性を抱えているマイナンバー制度の適用範囲を拡大させるべきではありません。

同じ理由から議 第 1 5 号・大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議第 1 6 号・大分市印鑑条例の一部改正について、議第 2 3 号・大分市手数料条例の一部改正について反対します。

第 6 は、平和と民主主義に関わる予算についてです。

●人権同和対策事業費として、人件費を含め総額 4 億 1, 4 2 6 万円が措置されています。

行政の施策は全ての国民に対して公平に運用するのが原則であり、人権問題の解消・教育・啓発活動は、憲法に基づき一般施策として行うべきです。また、保育料減免などの同和関連予算にも反対します。すでに役割を終え、不公正を助長する同和予算は認められません。

●第 2 款総務費・諸費には、自衛官募集事務費として、1 3 万円が措置されています。

安倍政権は、安保法制・秘密保護法・共謀罪法と違憲立法を押し通し、憲法違反の安保法制の運用を開始するなど、「戦争する国」づくりへと突き進んでいます。

安倍首相は、憲法 9 条の改憲発議を通常国会に提案し、改憲を狙っています。武力行使のための海外派兵や集団的自衛権の全面的な発動を可能にするものであり、9 条の改憲策動は許されません。また、安倍内閣が決定した 2 0 1 8 年度予算案は、9 条改憲策動に合わせ、いよいよ本格的歯止めなき大軍拡への第一歩を踏み出す重大な予算案となっていることも問題です。

立憲主義を守る立場から、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保法制・秘密保護法・共謀罪法は廃止すべきです。日本が世界に誇る平和の宝、憲法 9 条を擁護する基本的立場から反対します。

また以上の歳入歳出にかかわる、繰り上げ充用、繰越明許、債務負担行為についても同意できません。

以上の理由で、議第 1 号・平成 3 0 年度大分市一般会計当初予算に反対します。

●次に、議第 2 号 平成 3 0 年度大分市国民健康保険特別会計予算についてです。

これは国保の都道府県単位化へ移行する初めての予算措置となります。国保の都道府県単位化で、国保財政危機打開の展望はありません。あらたな税負担と徴収強化が懸念され

ます。国・県の指導監督が強められ、一般会計からの繰り入れ解消策などが強引にすすめられるなど、自治体の裁量権がないがしろにされかねません。制度移行にともない、鍼灸マッサージの対象縮小により、不利益を受ける被保険者もでます。また、第2回定例会には、国保税の最高限度額(医療分)の4万円引き上げで、93万円とする先決処分(案)の提案も予定されています。被保険者との関係でも基礎自治体が運営主体であるべきと考えます。以上の理由から、議第2号には同意できません。

また、国民健康保険の財政運営の責任主体を大分県に変更することに伴い、本市が徴収する国民健康保険税を納付金として大分県に納付することを規定する議第33号・大分市国民健康保険税条例の一部改正についても、同様の理由で反対します。

●次に消費税関連議案についてです。

議第5号・平成30年度大分市公設地方卸売市場事業特別会計予算、議第6号・平成30年度大分市農業集落排水事業特別会計予算、議第11号・平成30年度大分市水道事業会計予算、議第12号・平成30年度大分市公共下水道事業会計については、事業について反対するものではありませんが、消費税に反対する基本的立場で、関連する予算計上に反対します。

中小業者は、現在の消費税8%でも売り上げに転嫁できず、身銭を切ってしのいでいます。倒産や廃業に追い込まれる業者も増加しています。

消費税は逆累進課税で低所得者ほど所得に占める負担割合が大きくなり、庶民生活を圧迫します。来年10月から消費税10%の増税が実施されれば、日本経済の6割を占める個人消費はさらに冷え込むことは必至です。消費税増税は、社会保障を理由に年金を切り下げながら、生活保護・医療・介護などの社会保障も連続改悪し、まさに「国家的詐欺」と言える状況です。

大企業や富裕層への優遇税制を改め、適正課税を実施し、消費税に頼らない税制改革こそ急務です。消費税10%増税はキツパリ断念し、当面、元の5%に戻すべきです。以上の理由から、議第5号・議第6号・議第11号・議第12号に反対致します。

●次に議第8号 平成30年度大分市介護保険特別会計予算についてです。

これは、31本もの法律を束ね、その対象と内容は、高齢者・障がい児・障がい者など多岐にわたり、地域福祉のあり方を大きく変える介護保険法等の改悪を具体化するものです。

同法は、①一定以上所得の高齢者への3割負担の導入、②介護療養病床等の受け皿である「介護医療院」の創設、③被用者保険の介護納付金への総報酬割の導入、④共生型サービスの創設、⑤高齢者の自立支援・重度化予防に向けた保険者機能の強化等とインセンティブ付与などが盛り込まれています。

第1に、介護保険利用者に新たな負担増と給付削減をもたらすものです。2割負担は即刻廃止し、3割負担を撤回すべきです。高い保険料を払い続けても介護サービスが使えない、「保険あって介護なし」の状態に拍車をかけることは絶対認められません。また、自立支援や重度化防止にインセンティブを付与し、市町村に交付金を支給するとしています。これは、介護度軽減や介護給付費の低減を自治体に競わせ、介護保険「卒業」の強要や介護認定厳格化などに駆り立てる圧力になりかねません。サービスを使わない自立を強要し、必要な介護が利用できず苦しむ高齢者や家族を、これ以上増やすことは到底許されません。

第2に、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の名のもとに、地域住民等の支え合いを求め、高齢・障がい・子どもなどの福祉サービス包括化への第一歩を踏み出そうとしていることは重大です。障がい児・者と高齢者への支援を同一事業所で行う共生型サービスの創設は、介護保険優先原則を堅持するものです。サービス打ち切りや縮小、定率負担を課すなど、高齢障がい者の生活や生存を脅かすもので、即刻廃止すべきです。公的財源の保障もなく、地域の支えあいや社会福祉法人による「慈善的」事業に肩代わりを求めることは公的責任の押しつけと言えます。

いま必要なことは、国民の生存権を保障し、社会保障の向上・増進を国の責務と定めた「憲法25条」にもとづく公的制度の拡充です。

この立場から、議第8号 平成30大分市介護保険特別会計予算に反対します。なお、同じ理由で、介護保険法等改悪による新たな条例制定となる、議第14号・大分市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について反対します。

また、関連する条例の一部改正を行う、議第28号・議第29号・議第30号、議第36号・議第37号・議第38号・議第39号・議第40号・議第41号・議第42号・議第43号・議第44号に反対します。

●次に、議第9号 平成30年度大分市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

2018年・2019年度大分県後期高齢者医療保険料は、52億円あまりの剰余金を活用し、均等割額1,500円、所得割率0.46%の引き下げを決定しました。その一方、低所得者層の軽減特例が縮小・廃止されるために、一人平均の年間保険料は16年度に比べ1,214円引き上げられ、5万5,079円となります。17年度に続く18年度の軽減特例の縮小廃止による被保険者負担は、約1億7,500万円です。また最高限度額が現行の58万円から62万円に引き上げ、食事療養費も新たに1食あたり100円値上げされ460円となります。後期高齢者への新たな負担増を求める制度改悪は認められません。よって議第9号に反対します。

次に、●議第17号・大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、●議第18号・大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正についてです。2つの議案は、人事院勧告などにより、議員・常勤特別職の期末手当率を引き上げようとするものです。賃金低下、物価上昇、年金切り下げ、社会保障費の負担増に苦しむ市民生活の実態を直視するなら到底受け入れられません。

次に、職員給与等に関する議案についてです。

●議第20号・大分市職員の給与に関する条例等の一部改正については、給与改定で総額2億円増額措置の一方、3億6千万円の給与減額措置により、市職員の給与は1億6千万円の減額となります。職員給与の切り下げは、仕事への意欲減退や職員家族の生活設計、地域経済にマイナスの影響を及ぼすもので同意できません。また同じ理由から、議第21号、大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について反対します。

さらに退職後の職員の生活に影響を与える、退職金手当の引き下げとなる議第22号・大分市職員の退職手当支給条例等の一部改正について反対します。

次に、請願・陳情についてです。

●まず、平成30年・請願第1号介護保険料の負担軽減措置に関する意見書提出方等を求める請願についてです。厚生常任委員長報告は、反対多数で不採択です。

この請願は、「介護は社会で支える」という謳い文句で始まった介護保険制度ですが、保険料・利用料の値上げ、サービス抑制などで「負担あって介護なし」の状況に悲鳴の聲が後をたたないこと。また今回の第7期改訂で第1号被保険者の介護保険料が現行(第6期)の月額基準額5,994円に据え置かれても、8期・9期の連続値上げが懸念されていることから、これ以上の保険料高騰は、高齢者・家族の生活を脅かしかねないとして、①介護

保険国庫負担の大幅な引き上げを求める意見書を国に提出すること。②市の介護給付準備基金積立金の活用や一般財源からの繰り入れを行い、第1号被保険者の介護保険料を引き下げる。③市独自の保険料減免条件を緩和し、低所得者の減免対象者を拡大することを求めたものです。

介護保険開始から第1号被保険者の負担割合は、17%から23%と拡大しています。その影響もあり滞納者も増加しています。現行の財政構造が変わらない限り、負担の高騰は避けられません。そのために、国庫負担の増額は不可欠です。低所得者への軽減対策も緊急に求められます。よって、介護保険利用者・家族の切実な願いがこもった請願の不採択は許されません。

●次に、平成30年・陳情第3号大分市議会本会議場に国旗を掲げることを求める陳情です。総務常任委員長報告は、採択です。

この陳情は、市内に在住の一市民から提出されたもので「市民の代表であり、市政をチェックする立場である本市議会の本会議場において、正面に国旗を掲げる」ことを求める内容です。

この陳情に反対する第1の理由として、議場は多様な価値観を持つ市民の代表たる議員が自由な議論をつくす「言論の府」であることです。

議員は市民の代表として、市政をチェックする立場にあるからこそ、自由な雰囲気の中で中立公正に議論する議場でなければなりません。この議場に、さまざまな意見のある「国旗」掲揚を押しつけることは許されません。

第2の理由は、「日の丸」が過去の侵略戦争のシンボルであったことです。

侵略された国々にとって「日の丸」は、今でも野蛮な日本軍国主義の記憶と結びついています。だからこそ政府は、国旗国家法制化の際にも、これを国民に強制することができなかったのです。

第3の理由として、市民の間で大きく意見の分かれる問題は全会一致を原則とすべきです。市民の請願権・陳情権は尊重されるべきですが、歴史認識にも関わり、市民の間で大きく意見の分かれる問題を、委員会審議の多数決で結論を出すべきではなく、少数会派の意見も聞き、徹底して議論をつくし、全会派で一致点を見出すよう最善の努力をすべきです。以上の理由で平成30年・陳情第3号に反対します。

以上で反対討論を終わります。

●退職者へのあいさつ

最後に、今年度末をもって退職される職員の皆さまに、日本共産党市議団を代表して、ごあいさつを申し上げます。長きにわたる市政執行と市民サービス向上へのご尽力に対し、敬意を表します。今後も、市政に携わってこられた豊かな経験と知識を、市政発展に活かして頂きますよう期待致しております。

退職後も健康に十分ご留意され、ご多幸をご祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。